

令和2年度答申第53号  
令和2年11月19日

諮問番号 令和2年度諮問第59号（令和2年11月2日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和元年9月2日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から同年11月29日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練について、令和元年11月7日に体調不良のため全日欠席し、また、同月12日の5時限目及び6時限目、同月19日の4時限目から6時限目まで、同月20日の1時限目から3時限目まで並びに同月22日の4時限目から6時限目までを求人者との面接のためそれぞれ欠席し、さらに、同月25日、同月26日、同月28日及び同月29日はインフルエンザに感染したためそれぞれ全日欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和元年12月4日付け）、「内服薬」と題する書面、面接証明書（令和元年11月12日、同月19日、同月20日及び同月22日の面接・採用試験に係るもの）、診断書）

- (3) 審査請求人は、令和元年11月2日から同月29日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、同年12月4日、処分庁に対し、本件申請をしたところ、処分庁は、同日、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書(令和元年12月4日付け)、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、令和2年2月13日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和2年11月2日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和元年11月が本件訓練の最後の月であるため、訓練日数の8割の出席率を下回らない範囲で企業への面接を伴う求職活動を意欲的に行っていたが、最終週にインフルエンザに感染し、本件訓練の欠席を余儀なくされた。そのため、処分庁において、同月の訓練日数が18日のところ、インフルエンザによる欠席日数の4日を除き、14日を訓練日数として出席率が計算された。

審査請求人は、本来の訓練日数の8割の出席率を下回らないように考えて活動をしていたため、本件訓練の最終週で何の調整もできない中、上記のような計算方法を適用されてしまい、就職をするための支援であるのに、就職のために活動をしていたことさえも悔やまれる。

(審査請求書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領(平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。)に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「求人者との面接(採用試験を含む。)又は安定所長が特定求職者の今後の再就職に資するものと判断できるセミナー等を受講するため。」等が示されている。
- 2 一方、出席要件における認定職業訓練等の実施日については、訓練実施日

から除外することができる場合として、求職者支援要領10042チ（イ）において、「インフルエンザ等に感染した場合等」、「安定所に指示された求職活動を行う場合」等が示されており、給付金支給単位期間中に、これらのいずれかに該当する日がある場合、それを差し引いた日数の8割以上出席することが必要となる。

- 3 本件において、審査請求人は、積極的に各求人者への求職活動を繰り返し行っており、これらに伴う面接により欠席したことは、「やむを得ない理由」による欠席に該当する。しかし、当該求職活動は、公共職業安定所が審査請求人に対し訓練受講より優先するよう指示したものではないことから、訓練実施日から除外する場合には該当しない。このため、本件支給単位期間における出席率の算定に当たっては、訓練実施日数は、本来の訓練実施日数である18日からインフルエンザに感染したことによる欠席日数の4日を控除した14日となる。また、欠席日数は、体調不良による欠席が1日、各求人者との面接による2分の1日の欠席（1実施日における訓練時間数の2分の1未満の欠席）が4回のため、合計すると3日となる。

したがって、審査請求人は、14日中11日出席したことになるから、受講日数の訓練実施日数に占める割合は78.5パーセントとなり、給付金の支給要件の一つである出席要件を満たしていない。

- 4 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定をしたものであり、これは、法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

- (1) 求職者支援規則11条1項5号本文は、給付金の支給を受けるための要件として、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることを原則として求めている。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであるところ、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施され、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることから、全ての訓練に出席することが当然に前提とされていると

の趣旨と解される。

その上で、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、全ての訓練の受講を求める要件を緩和し、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

なお、求職者支援要領においては、やむを得ない理由の例を列挙しているが、その一部について、これを理由とする欠席については、訓練実施日から除外することができるとの取扱いを認めており、インフルエンザ等に感染した場合等がこれに当たるが、訓練出席により他の受講者に危険が生じる場合等、もはや出席を求めることが相当でない極めて例外的な場合について、訓練実施日から除外する取扱いとしたもので、不合理な定めではない。

- (2) 本件支給単位期間である令和元年11月2日から同月29日までの間、本件訓練は18日実施されたが、審査請求人は、同月7日に全日欠席、同月12日、同月19日、同月20日及び同月22日にそれぞれ2時限ないし3時限欠席、同月25日、同月26日、同月28日及び同月29日にそれぞれ全日欠席しており、出席日数は11日となる。これらの欠席は、いずれもやむを得ない理由によるものと認められるところ、同月25日、同月26日、同月28日及び同月29日については、インフルエンザによる欠席であるので訓練実施日から除外する取扱いとすると、訓練実施日は14日となるが、出席日数は11日であり、実施日数に占める割合は100分の80に至らない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史